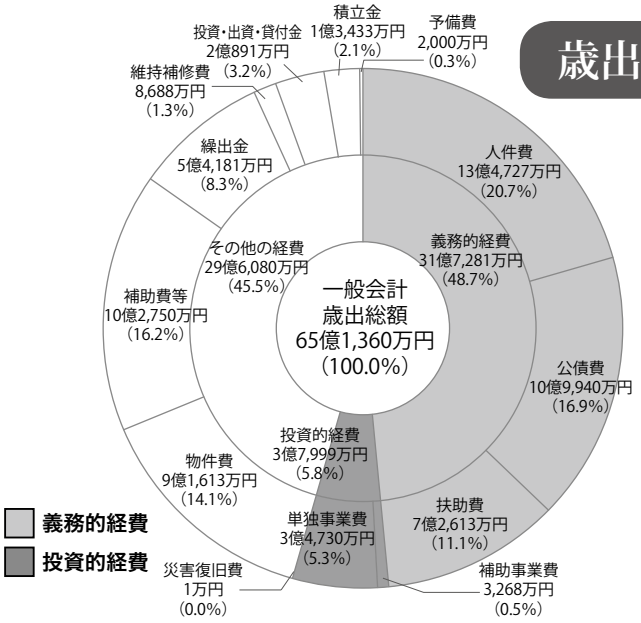

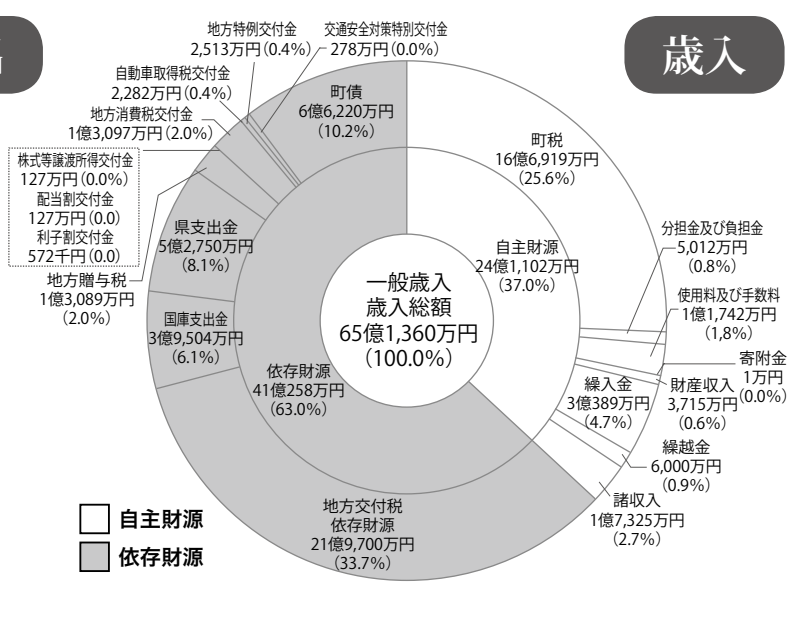

◆ 義務的経費
歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費をいいます。極めて硬直性の強い経費です。一般に、人件費、扶助費および公債費の合計をいいます。家計に例えると、家賃や高熱水費、ローンの返済などに似ています。必ず支払わなければならない経費です。

◆ 投資的経費
歳出のうち、その支出が資本形成に向けられるものをいいます。一般に、普通建設事業費、災害復旧事業費および失業対策事業費の合計をいいます。 家計に例えると、家や車庫を建てるためのお金に似ています。

◆ 自主財源
町が自ら収入することができるお金です。町税や施設の使用料、窓口の手数料などをいいます。

◆ 依存財源
国や県から交付されるお金や借金です。地方交付税や補助金、町債などをいいます。

一般会計にみる
町民ひとり当たりの金額

★ 使われるお金
355,565 円

★ 負担する町税
91,117 円

※ 人口 18,319 人で算出
(平成 22 年 4 月 1 日現在
三春町現住人口)

借入金（町債）の額について

借入金残高は、平成14年度末の１３５億７、５５７万円をピークに下がり続け、８年間で41億４、０００万円の減となりました。

平成22年度末の借入金残高は、94億３、１４６万円となる見込みで、建設事業債の残高は61億６、０００万円、財源対策債の残高は32億７、０００万円となります。なお、財源対策債のうち26億４、０００円が臨時財政対策債で返済金が交付税として措置されます。

また、企業会計（水道・下水道）にも46億５、８２７万円の借入金があります。

町債とは

自治体の借金は、地方債や起債と呼ばれ、町の場合は町債と呼ばれています。

自治体の予算には、その年度に使うお金は、その年度に得る収入（町税や地方交付税）でまかなうことを基本とした「会計年度独立の原則」があります。

しかしながら、その年度で町民のみなさんからいただく税金や地方交付税などだけでは、多額の費用がかかる施設の建設などを行うことが困難です。また、将来にわたって使用するような施設の建設費をその年度に住んでいる住民の方だけが負担するよりも、その施設を利用することができる将来の住民の方が借金を返済する形で少しづつ負担するとの考えもあります。

そこで、自治体にも借入金を起こせる「起債」という制度があります。

ただし、後に負担が増えるため、やみくもに借り入れることは許されず、返済金の一部が後の地方交付税で返ってくるようなものを中心に慎重な借り入れをしています。
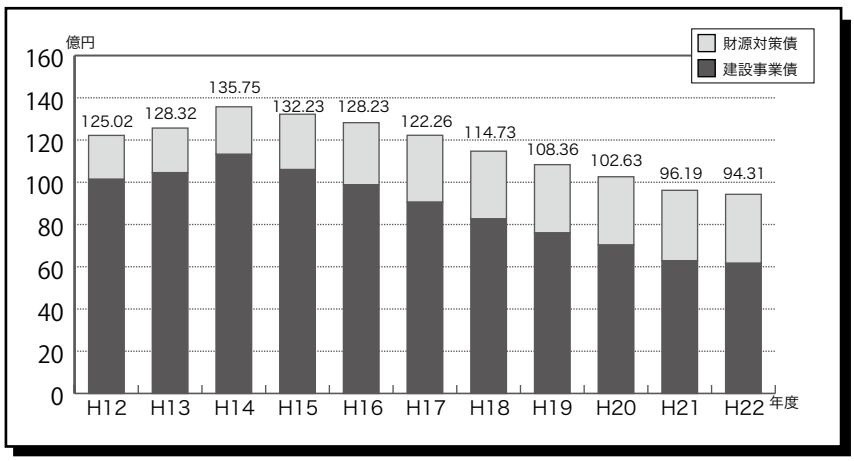
▼借入金残高の推移（一般会計）